

許 可 書

有限会社 カネカ柴田物流

代表取締役 柴 田 智 己 殿

平成13年3月27日付け申請の一般貨物自動車運送事業は、下記  
のとおり許可する。

記

1. 営業区域

北海道運輸局函館陸運支局管内

2. 条 件

運輸開始は、許可日から1年以内に行わなければならない。

平成13年5月29日

北海道運輸局長 中 本 光 夫

